

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年7月から57年6月まで  
②昭和61年11月から62年4月まで  
③昭和63年6月から平成元年5月まで  
④平成2年4月から3年3月まで

申立期間の国民年金保険料について社会保険事務所に照会したところ、納付した事実が確認できなかった旨の回答があった。

当時は、自分又は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限に遅れることなくA駅近くのB金庫C支店の窓口で納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料は、申立人又はその妻がA駅近くのB金庫C支店の窓口で、納付期限に遅れることなく一緒に納付してきたはずであると主張しているところ、社会保険庁が管理する夫婦の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和40年11月の結婚以降、申立期間①の直前である56年6月までの期間は、申立人の妻に43年4月から同年6月にかけて3か月の未納期間がみられる以外は夫婦共に納付済みであることが確認でき、申立期間①のうち、56年7月から同年9月までの期間について、申立人の妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち昭和56年10月から57年6月までの期間、申

立期間②、③及び④については、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の納付記録を見ると、申立人と同様に未納期間となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和45年4月からは、自分が市役所の窓口に行って国民年金保険料を納付していましたが、国民年金手帳及び領収書は保管していません。

また、申請免除の手続をしたことは一度も無く、そういう制度があることも分かりませんでした。申請免除の制度があることは、年金を受給するようになってから友人に聞いて初めて分かったことですので、申立期間が免除となっていることに納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申請免除期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市が保険料を免除することは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から53年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私が結婚した時、A町役場で国民年金への加入手続きを行い、私の夫及び義母が国民年金保険料を毎月一緒に納税組合の集金人に納付していたので、私の分だけ申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は109か月と長期間であるとともに、申立人が居住していた地域では、申立期間当時、納税組合があったことは確認できるものの、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫及び義母が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年6月13日であり、その時点では、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、過年度及び特例納付を行った形跡も見られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を毎月一緒に納税組合の集金人に納付したとする申立人の義母の保険料は、昭和36年4月から47年5月ま

での期間について申請免除期間となっており、申立人の主張と矛盾する。  
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月18日から同年10月7日まで  
A社が、近々、Bの製造を始めるとのことで、姉の知り合いを通して応募しました。応募者の中で私が一番の年長者でした。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している写真及び申立人の同僚の証言により、申立人がA社C工場に勤務していたことは推認することができるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人が記憶していた同僚は、昭和34年5月ころから勤めていたと証言するものの、その同僚は同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、「B製造部門から他の部門へ移り、残ってもらうから加入させてくれたと思う。」としている。

さらに、社会保険事務所が管理するA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 30 日から 59 年 3 月 31 日まで  
A 社 B 営業所で勤務した昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、厚生年金保険加入期間の記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、A 社 B 営業所で勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言から、申立期間について、A 社 B 営業所に勤務していたことは推認することができるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、A 社 C 支社は、「申立人は、A 社の営業職員の雇用形態で勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったかは不明である。」と回答している。

さらに、社会保険庁が管理する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 57 年 2 月 1 日から 59 年 9 月 1 日までの延べ 351 人の記録を確認したが、整理記号番号に欠番が無い上、申立人の整理記号番号より後の番号を持つ 349 人の中にも申立人の氏名は無い。

加えて、A 社 B 営業所における申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月 21 日から同年 12 月 6 日まで  
② 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で年金相談をしたところ、担当者がA社の厚生年金保険被保険者期間は10年くらいと回答したが、私は同社に15年くらい勤務した記憶があるので、中抜けしている期間も含めて厚生年金保険被保険者期間を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、雇用保険に未加入である上、昭和49年9月21日にB社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同月28日に健康保険継続療養証明書が交付されている。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和49年12月6日であるが、A社の人事担当者からは、「同社には3か月の試用期間があるが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は入社日としている。」と証言している上、雇用保険の被保険者の資格取得日も同日であることから、申立人の同社への入社日は同日であることを推認することができる。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、国民年金の申請免除をしており、雇用保険も未加入となっている上、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和62年7月31日を受給期限とした健康保険継続療養証明書が交付されていることが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「申立人が昭和62年5月ころ自己都合に

より退職し、同年9月に再度入社した記憶がある。」と証言している上、申立人も一度退職した記憶があるとしている。

さらに、A社は、申立期間に係る資料は保管していないとしている上、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。